

＜金沢大学＞

平成 29 年 3 月 30 日

説明者：金沢大学大学院法務研究科教授 檜見由美子

I 金沢大学法科大学院法務研究科をとりまく状況

(1) 北陸三県法曹人口

日本弁護士会の統計資料によれば、2016 年 3 月 31 日付けの弁護士会別人数を見ると

	平成 18 年	平成 28 年
金沢弁護士会	94 人	165 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在)
富山県弁護士会	59 人	112 人 (平成 29 年 2 月 1 日現在 122 人)
福井弁護士会	50 人	103 人
東京弁護士会	4845 人	7737 人
第一東京弁護士会	2867 人	4786 人
第二東京弁護士会	2960 人	5042 人
大阪弁護士会	2970 人	4333 人
愛知弁護士会	1009 人	1857 人

上記の期間の弁護士増加率は、全国平均 171.1%で、北陸三県の平均増加率は、190.4%である。

(2) 北陸三県の人口

北陸三県の人口は、平成 29 年 2 月 1 日現在で、石川県 1149661 人、富山県 1059394 人、そして、福井県が 780807 人である。平成 29 年における都道府県の人口ランキングでは、石川県 34 位、富山県 37 位、福井県 43 位であり、人口が集中する東京都 13636222 人、神奈川県 9145572 人、大阪府 8837812 人、愛知県 7507691 人、埼玉県 7288081 人、千葉県 6240408 人、兵庫県 5520575 人に比べると、地方と人口の集中する地域との差が歴然としている。

II 大学院法務研究科（法科大学院）の現状

(1) 概要

概要		
入学定員	3 年標準コース	10 名
	2 年短縮コース	5 名
教育理念・目標等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法学教育を通じて人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力を涵養すること ■ 地域に根ざした法曹教育を実現すること 	
教育目的	第一に、適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を	

	分野横断的に捉えることができる法律家の養成, 第二に, 紛争予防のための調整能力を備えた, 社会貢献を なしうる法律家の養成
--	--

(2) 入学状況

※ 入学定員は、定員を 40 人から 25 人、ついで 15 人に縮小した。

定員充足率は、平成 25 年度から 90%を切り、26 年度からは 10 人未満となっている。

	16・23年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
入学定員	40	25	25	25	15	15	15
志願者数	—	109	67	29	21	27	
合格者数	—	40	26	11	10	33	16 (未確定)
入学者数	—	23	20	8	4	8	12 (未確定)

(3) 司法試験の合格状況

※ 各年度の司法試験の合格率は、平成 22 年度から 29 年度までの間、平成 27 年（全国平均 23.08%に対して本学は 11.11%）を除き、全国平均の割合の 2 分の 1 以上は維持しているものの、23 年度以降、全国平均の合格率に及ばない状況にある。

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
受験者数	54	64	48	39	45	54	41
合格者数	17	15	7	7	6	6	6
合格率 (全国平均)	31.48% (25.40)	23.43% (23.53)	14.58% (25.06)	17.94% (26.77)	13.33% (22.58)	11.11% (23.08)	14.63% (22.95)

(4) 本研究科の修了者の進路及び活動状況

本研究科の修了者のうち司法試験に合格した者の多くが弁護士となっており、平成 29 年 1 月 23 日現在で、都道府県弁護士登録者数 80 名（司法試験合格者数は 88 名）で、北陸三県弁護士会の所属弁護士となった者は 40 名、それ以外で、東京・愛知・京都・大阪・福岡等の大都市圏 17 名を除くと、その多くが「地域に根ざした法曹」となって活躍している。

Ⅲ 法学類（金沢大学人間社会学域法学類←旧法学部）の現状

(1) 法学類入学者の出身地（入学定員 170 名）

地域	人数	割合
北海道・東北	9 人	5.2%
関東・甲信越	30 人	17.6%

北陸	81人	47.6%
東海	47人	27.6%
近畿	3人	1.7%

(2016年度入学者)

法学類の学生の約半分は、北陸三県の出身者で占められ、次いで東海地区、関東・甲信越地区の順となっており、この傾向は継続している。

(2) 法学類の理念・目標

理念・目標	現代社会に対して幅広い関心を持ち、より良い社会の実現のために法的、政策的な観点から問題の解決策を導き出せる人材を育成することです。
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 現実の社会に潜む課題に、法的・政策的な観点から対応できる能力を育成することを目指します。 ● 現代社会のルールとその適用、公共的課題に取り組むための総合的判断力を涵養することを目指します。 ● 現実の社会と学問の間をつなぎ、学生が将来の進路設計に向けて準備をする機会を提供することを目指します。

(3) コース編成

コース	※ 各コースの所属人数の設定はなく、3年からのコース配属になる。	
公共法政策コース	理念・目標	「公共法政策コース」は、国や地方自治体、NPO等における政策過程に参画する能力を備えた人材を養成することを理念としています。具体的には、行政過程の法化、法政策課題の増加、政策提言・政策評価の要請拡大に対応するため、高度に専門化した行政現象を的確に把握・分析する能力と、問題解決に向けた法的思考能力を養うことを目指しています。
	教育目標	国や地方自治体、NPO等の公的任務に携わる者として必要な、問題発見能力・問題解決能力を育成・向上させることを教育目標としています。 法律や政治・政策学に関する基礎的な知識をバランスよく修得することはもちろん、「公共性」についての理解を深めることによって、行政現象の背後にある価値対立に対する洞察力を涵養することも目指しています。
	教育内容	「公共法政策コース」を選択した学生は、2年次までに憲法や行政法、公共政策論といった基本科目の履修を通じて修得した法的・政策的思考を前提に、行政活動に伴って生じる様々な問題を取り扱うコア科目を中心に学びます。

		コア科目には、例えば、社会保障法、税財政法、政策過程論、計量分析といった科目があり、個別のテーマに沿ってより専門的な知識を学びます。
企業関係法コース	理念・目標	「企業関係法コース」では、企業の活動から生じる問題を法的な視点から分析するための知識と、そのあるべき解決方法を自ら考え、提示できるための能力を身につけることを目指します。
	教育目標	企業法務の現場で活躍する人材に求められる、問題発見能力、問題解決能力を育成・向上させることを教育目標としています。 企業活動から生じる法的問題に対処するためのルールがどのようになっているかを知ることはもちろん、それを前提にして、未解決の問題を自ら法的に考え、解決する能力を養うことも目指しています。
	教育内容	企業活動にともなって生じるさまざまな問題に対処するコア科目を中心に学びます。 例えば、(1)企業組織、取引活動に関する法（会社法、手形・小切手法、経済法など）、(2)企業とそこで働く人に関する法（雇用関係法など）、(3)企業の国際的取引に関する法（国際取引法、国際私法など）、(4)企業活動に伴って生じる紛争解決に関する法（民事訴訟法など）があります。 また、企業活動という枠を超えて他の法分野とも関連が深い科目もあります（税財政法、社会保障法、知的財産法など）。
総合法学コース	理念・目標	「総合法学コース」は、金沢大学をはじめ全国の法科大学院または法学系大学院への進学を目指す学生のためのコースです。このコースは、大学院に進もうとする学生が学士課程の4年間で法学の基礎を学び、また大学院でのさらなる勉学のための基礎的能力をも修得するようなカリキュラムを提供します。
	教育目標	法科大学院へ進学し、その後司法試験を経て法曹（裁判官・検察官・弁護士）または大学の研究者になることを目指す学生や、法学系大学院に進学して基礎法学（法哲学・法制史・外国法など）を専攻することを予定している学生を対象とします。そのため、法律学の基本科目に重点を置き、大学院での発展科目の学習・専門研究への接続を重視した教育を行います。
	教育内容	法科大学院への進学を希望する学生は、判例の読解・分析能力を向上させるための「判例研究」で教員の個別指導を受けるとともに、新設される「総合法学演習」で法科大学院未修者（3年）コースの初年次に学ぶ内容をしっかりと身につけ、法科大学院の既修者（2年）コース入学を目指します。法学系大学院進学を希望する学生は、基礎的な研

		究能力を身につけるために教員の個別指導の下で卒業論文を執筆します。
--	--	-----------------------------------

<コース別選択状況>

入学年度	公共法政策コース	企業関係法コース	総合法学コース
2012年	112名	39名	32名
2013年	117名	36名	26名
2014年	112名	44名	23名

※ 公共法政策コースと企業関係コースは学生の志望どおりに所属コースが決定されるが、総合法学コースを志望する者については、一定の制約がある。

- ①コース選択時における成績が GPA 値で 2.0 以上であること。
- ②少人数教育のために、志望者が 30 名を超過した場合には、上記の GPA 値及び面接により、選考を行うことがある。

(4) 法学類学生の進路

※ 平成 27 年度卒業生の就職先状況としては、官公庁 40.7%、民間企業 37.2%、進学 7%、その他 15%となっている。

法学系の大学院は、平成 17 年までは、修士課程のみの法学研究科があり、平成 18 年に、法学研究科、文学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科を改組して、人間社会環境研究科（前期課程・後期課程）に改組した。

法科大学院の設置後、人間社会環境研究科の法学系の専攻に進学する学生は、著しく減少し、進学者の一部は法科大学院（本学以外の法科大学院も含む）に入学したが、研究者を目指して大学院に進学する学生は激減した。

年度	専攻	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者
平成 17 年	法律学・政策学	15	27	26	13	12
平成 16 年	法律学・政策学	15	23	23	11	9
平成 15 年	法律学	15	37	34	13	12
	公共システム	5	9	9	6	6
平成 14 年	法律学	15	40	35	13	11
	公共システム	5	11	10	7	5
平成 13 年	法律学	15	35	32	14	12
	公共システム	5	10	10	6	6

<法学部卒業生大学院進学先>

卒業年度	学科	金沢大学大学院			他大学大学院			合計
		法学研究科	法務研究科	その他	法科大学院	その他	不明	
平成 16 年	法学科	6	2	1	8	4		21
	公共システム学科	1				1		
	合計	7	2	1	8	5	0	23
平成 15 年度	法学科	4	4		3		3	14
	公共システム学科					2		2
	合計	4	4	0	3	2	3	16
平成 14 年度	法学科	11				2		13
	公共システム学科	3						3
	合計	14		0		2	0	16

卒業年度		28 年度	27 年度	27 年度	25 年度	24 年度	23 年度
法科大学院	金沢大学	5 (2)	2	1	1	3	5
	上記以外	5	5	9	5	2	4
	法科大学院 合計	10 (2)	7	10	6	5	9
法科大学院 以外の大学院		1	3	5	6	7 (1)	2
進学者合計		11 (2)	10	15	12	12 (1)	11

注：() 内の数字は、早期卒業生数を意味する。

IV 金沢大学における法科大学院と法学部（法学類）との連携状況

※ 現在、法務研究科と法学類では、両者の連携会議を定期的を実施して、法学類の学生が法科大学院に進学するための支援を行っている。また平成 28 年度からは、大学本部（教育担当理事が法務研究科強化？担当理事となった）との間でも会議を設置して、法務研究科長・法学類長等が構成員となって法務研究科への支援策を三者間で協議している。

- (1) 法務研究科専任教員による法学類の六法系主要科目の担当、逆に法学類専任教員による法務研究科の「基礎法学・隣接科目群科目」（例えば、法理学・西洋法の歴史・英米法・刑事政策・地方自治の現状と課題・公共政策論）、「展開・先端科目群科目」（租

税法・国際法適用論・社会保障法・経済法・国際私法・国際取引法)の担当

(2) 法学類総合法学コースの「総合法学演習」の授業担当

演習科目は、「総合法学演習」「判例研究」「卒業論文」の合計14単位のうちから6単位の選択必修となっており、「総合法学演習」では、法科大学院への進学を志望する学生を主な対象として、法科大学院で行われている授業形態を実際に体験する場として、法務研究科専任教員がオムニバスで授業を担当し、学類生の進学へのモチベーションを高め、進学後の法科大学院での学習が円滑に進められるように努めている。

(3) 法学類が実施する1年生向けのオリエンテーションにおいて、法務研究科実務家教員(弁護士)による「法曹」についての説明を15分程度実施。

(4) 法学類・法務研究科会議へのオブザーバー参加

(5) 法学類の履修ガイドには、法科大学院進学のための情報提供が詳細になされている。

V 今後の課題

(1) 北陸における法曹養成の拠点の確保と維持

(2) 法律専門科目の実施のみならず、院生の法的価値判断を醸成する多様な科目の配置と当該科目の授業の実施体制を継続的に維持すること。

(3) 院生の学習環境の確保はもちろんであるが、その経済的負担を軽減するための方策、例えば、給付型の奨学金制度、長期履修のための授業料負担の軽減(2年または3年間の授業料負担を上限とするなど)、低額の学生宿舎の確保すること。

(4) 本学の法科大学院は、法学研究者養成を教育目的としておらず、教員構成上、それをカリキュラムに組み込むことは事実上困難であり、また現時点では、法務研究科は独立した研究科組織として、研究者養成を担う人間社会環境研究科の法学・政治学専攻との連携体制はない。

今後学生の志望や進路変更に対応できる転研究科や科目の履修についての連携体制の構築が必要であること。